

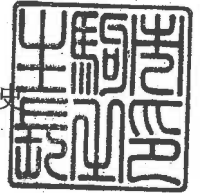


生駒市告示第 76 号

平成30年4月3日地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による生駒市条例改正の請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、生駒市条例改正請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成30年4月3日

生駒市長 小 紫 雅



1 請求代表者の住所氏名

| | |
|----------------|-------|
| 生駒市萩原町359番地3 | 渡邊 義晃 |
| 生駒市真弓1丁目8番19号 | 堅田 侑子 |
| 生駒市南田原町1051番地8 | 山口 昭夫 |

2 生駒市条例改正請求の要旨

行政改革により市民に新たな負担が求められ、従来からの行政サービスの低下など市民に痛みが与えられる場合も生じる中、議員の定数の削減を実施することで、行政改革に対する市民の理解が深まる。この議員の定数見直しは、議会自らが速やかに実施しなければならないところであり、それを後押しするために市民が条例の改正を求めることで実現したい。

以上の趣旨から議員の定数の削減をする条例改正案を提出するものである。